

企業立地支援策を拡大しました！

伊勢原市では「伊勢原市企業立地促進条例」に基づき、市内指定地域に新たな立地や事業拡大を行う企業を支援しています。**令和4年12月に支援策を拡大しました！**

拡大

奨励措置1

固定資産税・都市計画税を軽減します

適用業種	指定地域	軽減内容	
観光・交流関連産業 (見学施設のある製造業、観光資源等を活用した事業を行う業種 等)	(1) <u>伊勢原大山IC 周辺地区</u>	1～5年目	課税免除
戦略産業 (ロボット、医療関連業)	(1) <u>伊勢原大山IC 周辺地区</u> (2) 東部第二地区 (3) <u>その他の地域※</u>		
第1種適用業種 (製造業、情報通信業、学術・開発研究機関)	(1) <u>伊勢原大山IC 周辺地区</u> (2) 東部第二地区	1～3年目	不均一課税 (1/5に軽減)
第2種適用業種 (運輸業、卸売業 等)	(2) 東部第二地区	4～5年目	
第3種適用業種 (製造業、情報通信業、運輸業、卸売業 等)	(3) <u>その他の地域※</u>	1～5年目	

※ 都市計画法に規定する工業系用途地域など（指定地域（1）（2）及び住居系用途地域を除く）

要件緩和
増額

奨励措置2

雇用促進奨励金を交付します(限度額300万円)

対象要件		奨励金の額
立地に伴う市民の 新規常用雇用 (1年以上の継続雇用)	大企業 : 3人以上	1人あたり 30万円 (新卒者等1人につき 10万円 加算)
	中小企業 : 1人以上	

奨励措置の適用要件

土地・建物 (ア～ウのいずれか)	(ア) 指定地域内に新たに用地を取得又は借り受けて立地していること (イ) 指定地域内に建物の全部もしくは一部を取得又は借り受けて立地していること (ウ) 指定地域内に建物を増設していること
立地期限	令和10年3月31日までに立地していること
投下資本額	大企業 : 3億円以上 中小企業等: 指定地域(1)(2) 3,000万円以上 指定地域(3) 1億円以上
税の納付	国税、都道府県税、市税を完納していること
関係法令	施設及び事業内容が適用を受ける法令等に適合するものであること(ただし住宅及び風俗営業を除く)

奨励措置1に係る提出書類

奨励措置1を受けるためには、以下の書類の提出が必要です。また、措置適用には操業を開始している必要がありますので、(1)(2)を併せてご提出ください。
※奨励措置2「雇用促進奨励金」の適用には別途申請が必要となります

(1)奨励措置の適用申請等

NO	提出書類	詳細等
1	適用申請書	第1号様式
2	事業計画書	任意様式（必要項目については市HP掲載の市作成様式【1】参照）
3	投下資本額を確認する書類	・土地売買・賃貸借契約書の写し ・工事請負契約書の写し ・償却資産等の契約書の写し ※添付不可の場合、見積書の写し又は奨励措置対象固定資産一覧表
4	税の完納を確認する書類	以下の税について納付済みであることが確認できる書類（直近の納期の納税証明書、領収書控えなど） ・国税（法人税） ・都道府県税（事業税等） ・市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税等）
5	企業等の情報を確認する書類	・企業等の登記事項証明書 ・定款の写し ※戦略産業については、製造される製品（部品等）及びその用途等が確認できる書類
6	敷地及び建物の平面図	増設の場合は建築確認済証の写し

(2)操業開始の届出

NO	提出書類	詳細等
1	操業開始届	第5号様式
2	登記事項証明	土地及び家屋の登記事項証明書
3	固定資産一覧	対象となる固定資産一覧表（任意様式） ※上記(1)で添付している場合は省略可
4	事業所の概要	任意様式（必要項目については市HP掲載の市作成様式【2】参照）

必要書類など、企業ごとに異なる場合があります。
申請にあたっては、事前に担当までご相談ください。

各種様式などは、市HPからダウンロードが可能です。



【お問い合わせ先】

伊勢原市役所経済環境部商工観光課

TEL 0463-94-4732 Fax 0463-95-7613

mail syoukou@isehara-city.jp